

医薬品価格調査（薬価本調査）の速報値について

○平均乖離率 : 約 6. 5%

注1) 平成19年9月取引分について、販売サイドから11月9日までに報告があったものの集計結果である。

注2) 平均乖離率とは、

$$\frac{(\text{現行薬価} \times \text{販売数量}) \text{の総和} - (\text{実販売単価} \times \text{販売数量}) \text{の総和}}{(\text{現行薬価} \times \text{販売数量}) \text{の総和}}$$

で計算される数値である。

○上記速報値の内訳

(1) 投与形態別

区 分	乖離率(%)	薬価ベース占有率(%)
内 用 薬	6. 4	67. 9
注 射 薬	7. 4	22. 4
外 用 薬	5. 5	9. 7
歯科用薬剤	6. 6	0. 0
合 計	6. 5	100. 0

(2) 主要薬効群別

	乖離率(%)
(内 用 薬)	
血圧降下剤	5.7%
消化性潰瘍用剤	6.9%
血管拡張剤	6.1%
高脂血症用剤	6.5%
その他のアレルギー用薬	6.4%
精神神経用剤	6.9%
その他の血液・体液用薬	6.8%
他に分類されない代謝性医薬品	6.4%
糖尿病用剤	6.7%
その他の腫瘍用薬	5.7%
その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬	7.0%
催眠鎮静剤、抗不安剤	6.6%
(注 射 薬)	
他に分類されない代謝性医薬品	10.9%
その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)	6.0%
血液製剤類	3.2%
主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	7.4%
X線造影剤	8.5%
その他の抗腫瘍薬	5.6%
(外 用 薬)	
鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	5.7%
眼科用剤	5.5%
気管支拡張剤	4.3%
(歯科用薬剤)	
歯科用局所麻酔剤	7.7%

特定保険医療材料価格調査（材料価格本調査）の速報値について

○平均乖離率　：　約　８．９％

注１）平成１９年５～９月取引分（ただしダイアライザー、フィルム、
歯科材料、保険薬局調査分については平成１９年９月取引分のみ）
について、販売サイドから１１月１４日までに報告があったものの
集計結果である。

注２）平均乖離率とは、
$$\frac{(\text{現行材料価格} \times \text{販売数量}) \text{の総和} - (\text{実販売単価} \times \text{販売数量}) \text{の総和}}{(\text{現行材料価格} \times \text{販売数量}) \text{の総和}}$$

で計算される数値である。

平成20年度診療報酬改定について（案）

平成19年11月28日
中央社会保険医療協議会

本協議会は、平成19年10月26日の調査実施小委員会並びに同月31日、11月14日、21日及び28日の総会の計5回にわたり、医療経済実態調査の結果、平成18年度診療報酬改定以降の賃金・物価の動向、薬価調査及び材料価格調査の結果等を踏まえつつ、平成20年度診療報酬改定について審議を行ってきたところであるが、その結果を下記の通り整理したので、報告する。

記

1. 医療経済実態調査の結果について

- 本協議会は、医業経営の実態等を明らかにし、診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として、第16回医療経済実態調査を実施し、その結果等について検討した。

2. 平成18年度診療報酬改定以降の賃金・物価の動向について

- 平成18年度診療報酬改定以降の平成18年度から平成19年度までの2年間における賃金・物価の動向を見ると、人事院勧告による賃金の動向は+0.7%、消費者物価指数による物価の動向は、本年度分について、政府経済見通し（平成19年1月25日閣議決定）を用いた場合+0.7%、本年9月までの消費者物価指数の実績を用いた場合+0.1%であった。

3. 薬価調査及び材料価格調査の結果について

- 薬価調査の速報値として、薬価の平均乖離率は約6.5%であったことが、また、材料価格調査の速報値として、特定保険医療材料価格の平均乖離率は約8.9%であったことが、それぞれ報告された。

4. 平成20年度診療報酬改定について

- 我が国が厳しい財政状況にある中で、国民が安心できる生活環境を整えるためには、質の高い医療を効率的に提供する医療提供体制の構築と将来にわたる国民皆保険制度の堅持が不可欠であること、現下の勤務医の過酷な業務実態、産科・小児科や救急医療の実情等に照らして、次期診療報酬改定においては勤務医対策を重点課題として診療報酬の評価を行うべきであり、また、本体部分については更なるマイナス改定を行う状況にはないこと、一方、後発医薬品の使用促進を着実に推進すること、という基本的認識については、意見の一致を見た。

- しかし、このような基本認識の下で、どのように平成20年度診療報酬改定に臨むべきであるか、については、次のような意見の食い違いがあった。すなわち、上述の課題について、支払側は、医療における資源配分の歪みやムダの是正による範囲内で行うべきとの意見であったのに対して、診療側は、診療報酬の大幅な引上げの実現を行うべきとの意見であった。

平成19年10月26日(金)
中央社会保険医療協議会
調査実施小委員会にて公表

第16回医療経済実態調査(医療機関等調査)結果速報
(平成19年10月26日公表)の概要

1. 調査の概要

(1) この調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として、中央社会保険医療協議会が平成19年6月に実施したものである。

(2) 調査の対象及び客体

社会保険による診療を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とし、これらの医療機関等を地域別等に層化し、次の抽出率で無作為に抽出した施設を調査客体とした。

なお、特定機能病院、歯科大学病院及びこども病院(以下「特定機能病院等」という。)については、別途、全ての施設を調査客体とした。

病 院	1 / 5
一般診療所	1 / 25
歯科診療所	1 / 50
保 険 薬 局	1 / 25

(3) 有効回答率

	17年6月	19年6月
病 院	61.2%	57.0%
一般診療所	45.3%	45.5%
歯科診療所	60.8%	62.3%
保 険 薬 局	62.1%	63.2%

(注) 特定機能病院等は含まない。

2. 調査の結果（1施設当たりの収支状況）

（1）一般病院

（全体）

（単位：千円、％）

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	265,824	100.0%	236,929	100.0%	▲10.9%
II 医業費用	271,994	102.3%	250,087	105.6%	▲8.1%
III 医業収支差額（I－II）	▲6,171	▲2.3%	▲13,158	▲5.6%	—
施設数	601	—	414	—	—
平均病床数	204	—	190	—	—

（医療法人）

（単位：千円、％）

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	136,176	100.0%	125,223	100.0%	▲8.0%
II 医業費用	134,374	98.7%	122,133	97.5%	▲9.1%
III 医業収支差額（I－II）	1,801	1.3%	3,089	2.5%	—
施設数	301	—	225	—	—
平均病床数	127	—	122	—	—

（国公立）

（単位：千円、％）

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	468,188	100.0%	419,397	100.0%	▲10.4%
II 医業費用	499,890	106.8%	477,382	113.8%	▲4.5%
III 医業収支差額（I－II）	▲31,702	▲6.8%	▲57,985	▲13.8%	—
施設数	142	—	91	—	—
平均病床数	343	—	323	—	—

〔参考〕（国公立を除く）

（単位：千円、％）

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	203,218	100.0%	185,521	100.0%	▲8.7%
II 医業費用	201,490	99.1%	186,050	100.3%	▲7.7%
III 医業収支差額（I－II）	1,728	0.9%	▲529	▲0.3%	—
施設数	459	—	323	—	—
平均病床数	160	—	153	—	—

（注1）介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計である。（特定機能病院等は含まない。）

（注2）「国公立」とは、厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、その他（国の機関）が開設する病院の「国立」と、都道府県立、市町村立病院の「公立」の総称である。

（注3）「国公立を除く」とは、医療法人のほか、公的、社会保険関係法人、個人病院などである。

（注4）収支状況における数値は、四捨五入の関係で合致しない場合がある。（以下同様）

（注5）平成17年6月と平成19年6月を比較すると、平成19年6月の方が土曜日が1日多いことに留意する必要がある。（以下同様）

(2) 一般診療所

有床診療所

(個人)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	10,627	100.0%	11,309	100.0%	6.4%
II 医業費用	8,253	77.7%	7,949	70.3%	▲3.7%
III 収支差額 (I - II)	2,374	22.3%	3,360	29.7%	-
施設数	83	-	57	-	-

(医療法人・その他法人)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	17,569	100.0%	16,897	100.0%	▲3.8%
II 医業費用	15,769	89.8%	15,698	92.9%	▲0.5%
III 収支差額 (I - II)	1,800	10.2%	1,199	7.1%	-
施設数	106	-	82	-	-

無床診療所

(個人)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	5,953	100.0%	6,211	100.0%	4.3%
II 医業費用	3,680	61.8%	3,985	64.2%	8.3%
III 収支差額 (I - II)	2,273	38.2%	2,226	35.8%	-
施設数	550	-	526	-	-

(医療法人・その他法人)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	10,595	100.0%	10,853	100.0%	2.4%
II 医業費用	9,136	86.2%	9,847	90.7%	7.8%
III 収支差額 (I - II)	1,460	13.8%	1,007	9.3%	-
施設数	321	-	359	-	-

(注1) 介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計である。

(注2) 「医療法人・その他法人」とは、医療法人、市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協などである。(以下同様)

(3) 歯科診療所

(個人)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	3,544	99.9%	3,455	99.9%	▲2.5%
II 介護収入	4	0.1%	2	0.1%	▲50.0%
III 医業・介護費用	2,197	61.9%	2,228	64.4%	1.4%
IV 収支差額(I+II-III)	1,351	38.1%	1,229	35.6%	—
施設数	642	—	593	—	—

(医療法人・その他法人)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	6,806	99.8%	6,771	99.7%	▲0.5%
II 介護収入	14	0.2%	18	0.3%	28.6%
III 医業・介護費用	5,632	82.6%	6,028	88.8%	7.0%
IV 収支差額(I+II-III)	1,188	17.4%	760	11.2%	—
施設数	113	—	118	—	—

(注1) 介護保険事業に係る収入のない医療機関及び介護保険事業に係る収入のある医療機関の集計である。

(注2) 「構成比率」は、「I 医業収入」と「II 介護収入」を合算した金額に対する割合である。

(注3) 「医療法人・その他法人」とは、医療法人、市町村立などである。(以下同様)

(4) 保険薬局

(個人)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 収入	7,965	100.0%	6,775	99.9%	▲14.9%
II 介護収入	0	0.0%	5	0.1%	0.0%
III 費用	7,233	90.8%	5,944	87.7%	▲17.8%
IV 収支差額(I+II-III)	732	9.2%	835	12.3%	—
施設数	70	—	81	—	—
処方せん枚数	1,277	—	1,035	—	—

(法人)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 収入	13,215	99.9%	12,446	99.7%	▲5.8%
II 介護収入	16	0.1%	33	0.3%	106.3%
III 費用	12,515	94.6%	11,634	93.2%	▲7.0%
IV 収支差額(I+II-III)	717	5.4%	844	6.8%	—
施設数	673	—	818	—	—
処方せん枚数	2,036	—	1,681	—	—

(注1) 介護保険事業に係る収入のない保険薬局及び介護保険事業に係る収入のある保険薬局の集計である。

(注2) 「構成比率」は、「I 収入」と「II 介護収入」を合算した金額に対する割合である。

(留意事項)

個人立の一般診療所・歯科診療所・保険薬局における「収支差額」は、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

〔参考1〕 職種別常勤職員1人あたりの平均給料月額等

(1) 一般病院

(公立)

(単位：円、%)

	17年6月			19年6月			金額の伸び率
	平均給料月額(①)	賞与(②)	①+②	平均給料月額(①)	賞与(②)	①+②	
病院長	1,241,965	311,092	1,553,057	1,332,833	300,482	1,633,316	5.2%
医師	939,034	196,560	1,135,594	1,000,285	189,260	1,189,545	4.8%
歯科医師	903,314	212,512	1,115,826	859,723	198,120	1,057,843	▲5.2%
薬剤師	445,581	134,773	580,354	421,173	129,516	550,689	▲5.1%
看護職員	382,485	110,463	492,948	378,769	109,406	488,175	▲1.0%
医療技術員	424,865	127,701	552,566	403,880	122,126	526,006	▲4.8%
施設数	110	—	—	74	—	—	—
平均病床数	314	—	—	304	—	—	—

(医療法人)

(単位：円、%)

	17年6月			19年6月			金額の伸び率
	平均給料月額(①)	賞与(②)	①+②	平均給料月額(①)	賞与(②)	①+②	
病院長	2,459,603	45,072	2,504,675	2,547,396	44,301	2,591,697	3.5%
医師	1,197,484	105,514	1,302,998	1,236,244	99,927	1,336,171	2.5%
歯科医師	782,130	69,605	851,735	788,018	116,753	904,771	6.2%
薬剤師	333,841	69,945	403,786	331,645	68,519	400,164	▲0.9%
看護職員	306,372	66,061	372,433	301,429	64,716	366,146	▲1.7%
医療技術員	289,322	64,202	353,524	283,381	61,036	344,417	▲2.6%
施設数	301	—	—	225	—	—	—
平均病床数	127	—	—	122	—	—	—

(2) 一般診療所 (医療法人・その他法人)

(単位：円)

	19年6月		
	平均給料月額(①)	賞与(②)	①+②
院長	2,094,181	15,547	2,109,728
医師	1,221,876	26,051	1,247,928
薬剤師	622,817	26,470	649,288
看護職員	274,301	59,743	334,044
医療技術員	309,105	59,608	368,713
施設数	441	—	—

(3) 歯科診療所 (医療法人・その他法人)

(単位：円)

	19年6月		
	平均給料月額(①)	賞与(②)	①+②
院長	1,137,133	12,506	1,149,639
歯科医師	562,608	31,910	594,518
歯科衛生士	216,196	42,811	259,007
歯科技工士	293,082	36,762	329,844
薬剤師	625,000	0	625,000
施設数	118	—	—

(注1) 賞与(②)は、年間支給額の1/12の額である。

(注2) 「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師、准看護師である。

(注3) 「医療技術員」とは、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療に関わる専門技術員である。

〔参考2〕療養病床60%以上の一般病院の収支状況

(全体)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	66,660	77.0%	59,598	73.8%	▲10.6%
II 介護収入	19,886	23.0%	21,106	26.2%	6.1%
III 医業・介護費用	79,677	92.1%	77,279	95.8%	▲3.0%
IV 収支差額(I+II-III)	6,869	7.9%	3,425	4.2%	—
施設数	158	—	242	—	—
平均病床数	129	—	131	—	—

(医療法人)

(単位：千円、%)

	17年6月		19年6月		金額の伸び率
	金額	比率	金額	比率	
I 医業収入	67,196	76.5%	61,963	73.5%	▲7.8%
II 介護収入	20,629	23.5%	22,366	26.5%	8.4%
III 医業・介護費用	80,312	91.4%	80,165	95.1%	▲0.2%
IV 収支差額(I+II-III)	7,513	8.6%	4,164	4.9%	—
施設数	129	—	204	—	—
平均病床数	130	—	136	—	—

(注1) 介護保険事業に係る収入のない医療機関及び介護保険事業に係る収入のある医療機関の集計である。

(注2) 「構成比率」は、「I 収入」と「II 介護収入」を合算した金額に対する割合である。